

氏名(本籍)	すずき まこと 鈴木 真(岐阜県)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	博甲第3296号
学位授与年月日	平成16年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	歴史・人類学研究科
学位論文題目	康熙・雍正朝の旗王権力からみた清朝の構造

主査	筑波大学教授	文学博士	片岡 一 忠
副査	筑波大学教授	文学博士	池田 元
副査	筑波大学教授	博士(文学)	古家 信平
副査	筑波大学助教授	博士(文学)	楠木 賢道

### 論文の内容の要旨

本論文は、清朝の康熙朝(1662～1722)・雍正朝(1723～1735)における政権中枢の権力構造を、八旗内の皇帝・旗王(有力宗室)・権門(異姓の有力首長層)の権力闘争の側面から分析することにより、満洲族王朝清朝の特質を解明しようとする研究である。序論と結論と5章、史料・文献一覧から構成されている。

「序論」では、従来の研究は、順治元年(1644)の入関後の清朝に関して、伝統的官僚制度に支えられた皇帝を頂点に戴き、明朝を継承する「最後の中華帝国」としての側面を重視してきた。とくに雍正朝は、高度に発達した中央集権的官僚制を背景として皇帝独裁権力が完成した時期であるとされ、その政権中枢に関して、官僚に支えられた皇帝、皇帝権力と対立する朋党といった視点から分析が行われてきた。これらの視点では、清朝皇帝が北アジアのハン、中華の皇帝という二面性を有することを認めつつも、いずれも皇帝権力の超越性を前提としているため、政権中枢の実態解明が軽視されてきた。すなわち政権の中枢に存在した皇帝・旗王・権門からなる権力構造がいかなるものであったのかは問題にされていない。具体的には清朝皇帝は上三旗(鑲黄旗・正黄旗・正白旗)を領有する旗王の一人であり、下五旗(正紅旗・鑲白旗・鑲紅旗・正藍旗・鑲藍旗)は他の旗王が領有していたこと、すなわち皇帝ですら、入関以前に溯る八旗内の強固な支配原理(八旗分権体制)に縛られ、旗王・権門以下、八旗に所属する旗人が支配者層を形成して政権を主導していたことを等閑視していると批判する。

八旗とは、太祖ヌルハチによって創設された満洲族の軍事・社会制度である。各旗にはヌルハチの諸子侄(侄とは男兄弟の男子)とその裔が旗王として封じられ、八旗の基本集団であるニルとニルに所属する旗人とを分与され(分封)、旗王はかれらに対する排他的支配権を世襲的に認められていた。入関後の旗王にとってニルの領有は、単に軍事力の保有だけでなく、ニルに所属する旗人が王朝の官僚となることで、官僚制度の内奥に関与することを意味していた。ここに旗王権力が発生するのであり、これら旗王権力の総体が清朝の政権中枢を構成していたと考えられるとする。

清朝政権の基盤にある八旗の存在を等閑視する従来の研究に対して、本論文では、档案史料を利用して、康熙・雍正時期の政権中枢における旗王の構成を復元し、その旗王の権力基盤を明らかにして、八旗の旗王と旗人との主従関係を分析し、もって皇帝・旗王・権門からなる権力構造の実態を解明しようとする。

第1章「旗王・権門の動向からみた康熙朝の皇位継承問題」では、康熙帝による皇太子冊立問題を、康熙帝即位から説き起こし、正藍旗安親王家という旗王家が康熙朝における屈指の有力旗王家であり、皇太子の母系氏族である権門へシェリ氏と婚姻関係を結び、皇太子を数十年にわたって支えてきたことを明らかにした。皇太子冊立は満洲族の伝統的合議制を否定し、康熙帝の中華皇帝への志向を示す証左とされてきたが、その実情は入関以前の推戴政権と何らかわることはなかった。すなわち皇太子は皇帝権力に裏付けられていた存在ではなく、有力な旗王・権門の支持によって推戴された存在であり、皇太子というよりもむしろ旗王の一人としての側面が色濃かったとする。

第2章「諸阿哥分封からみた康熙朝政権中枢の権力構造」では、康熙帝の諸阿哥（皇子）らを、皇帝の子ではなく、独立した旗王としてとらえ、諸阿哥の旗王としての立場がいかなるものであったのかを検討する。その結果、かれらの多くは入関以前の家僕身分を起源とする皇帝の側近的存在であるボーイを母系氏族にもつこと、康熙帝はかれらを下五旗に対する皇帝権力の楔として期待して旗王に分封したが、その際康熙帝が諸阿哥に賜与したニルは、康熙帝麾下の上三旗のニルや余丁を寄せ集めたニルであったこと、また康熙帝が分封した諸阿哥は左翼下五旗（鑲白旗・正藍旗）に偏在していることなどから、康熙帝の皇帝権力が決して八旗全体に及ぶ絶対的なものでなかったことを明らかにした。

第3章「雍正帝と藩邸旧人－旗王から皇帝へ－」では、康熙帝の皇位を継承した四阿哥胤禛（雍正帝）とその麾下の旗人集団について分析する。その結果、雍正帝が左翼下五旗の鑲白旗の旗王であったこと、その麾下の旗人集団は、もともと別の鑲白旗旗王に所属していたが、康熙帝の指示によってニルを供出して雍正帝麾下に移されたことを明らかにし、前章でみた、左翼下五旗（鑲白旗・正藍旗）が康熙帝の権力の介入しやすい旗であったことを証明する。そのことから、皇帝権力に密接するボーイを母系氏族にもち、しかも皇帝権力に近い左翼下五旗を権力基盤とする雍正帝こそ、康熙帝の意中の後継者であり、雍正帝の継位は広く知られているような「篡位」ではなく、康熙帝の遺志に基づくものであったと考えられるとする。

第4章「雍正初年の戸部銀庫清查と虧空の原因について」では、雍正初年に発覚した戸部銀庫の虧空（帳簿上存在するはずの銀が、実際は存在しないこと）問題を取り上げ、康熙年間、国家財政の中心である戸部銀庫において、なぜ莫大な虧空事件が発生したのかを分析する。戸部銀庫では八旗のうち鑲藍旗の一旗のみによる警護体制が敷かれており、そのため特定の鑲藍旗旗王が、戸部銀庫の下級官僚である麾下の鑲藍旗旗人、さらにその旗人に仕え実務を担当する家人との主従関係を利用して、銀庫の銀の略取が恒常的に行われていたことから、雍正帝による虧空事件の捜査、摘発そして処罰は畢竟、八旗内の旗王旗人関係の摘発と断絶を目的としたものであったとする。

第5章「雍正帝による旗王統制と八旗改革」では、雍正帝が旗王のどのような側面を問題視したのかを明らかにするため、雍正2年（1724）の鑲紅旗旗王ヌヌの断罪事件をとりあげ分析する。従来のようにその断罪の原因をヌヌ一門の天主教（カトリック）信者という点に求めるのではなく、八旗内の人間関係を摘出し、ヌヌ一門が右翼下五旗を牛耳る有力旗王であり、婚姻関係を通して右翼下五旗の複数の権門と深く結びついていたことを明らかにした。そしてその旗王と権門の結びつきこそ、雍正帝のもっとも警戒するところであり、ヌヌ一門が断罪された原因であったとする。

「結論」では、以上考察して得られた成果をまとめ、入関後の清朝中枢の権力構造が入関前からの八旗内の支配原理である八旗分権体制を継承していたことを実証することによって、従来、皇帝独裁権力の伸張期・完成期として理解されてきた康熙朝・雍正朝の通説に再検討をせまった。

## 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、従来の研究が順治元年（1644）の入関後の清朝に関して、伝統的官僚制度に支えられた皇帝

を頂点に戴き、明朝を継承する「最後の中華帝国」としての側面を重視し、とくに雍正朝は、高度に発達した中央集権的官僚制を背景として皇帝独裁権力が完成した時期であるとする点に対して、入関後の清朝の権力構造を、入関前の清朝の権力構造（八旗分権体制）と断絶したものととらえており、満洲族王朝の特徴が等閑視されていると、批判して、編纂史料に代わる档案史料を用い、また漢文史料だけでなく満文史料をも利用して、清朝の権力構造の実態を分析することによって、通説ともいえる従来の研究に再検討を加えようとする研究である。

分析の結果、従来の漢文史料だけでは読み取ることができなかった旗王と旗人の主従関係、皇帝と権門の婚姻関係を明らかにすることができ、皇太子冊立の背景に旗王・権門の権力関係が潜むこと、雍正帝の継位に皇帝権力と下五旗との関係が影響していること、さらには雍正帝の鑲紅旗旗王スヌー門断罪事件には右翼下五旗を牛耳り、複数の権門との婚姻関係をもつスヌー門に対する警戒心が存したことを実証的に解明して、清朝が明朝とは異なり、旗王を頂点とする八旗を基盤に置く権力構造をもつことを明らかにした。

このことから、本論文はつぎの点で評価することができる。まず第一に、通説に果敢に挑戦して入関前後における清朝の権力構造の連続性を具体的に証明したこと。第二には、その解明にあたって従来の編纂史料だけではなく、档案史料を利用したこと。とくに満文档案史料を使用したことに本論文の史料上での先駆性がある。このことによって、清朝史研究における档案史料（満文・漢文を問わない）の重要性を提示したといえる。そして第三には、問題解明の方法である。すなわち、皇帝の周辺の私的ともいえる主従関係・婚姻関係に絞ってその権力構造を分析することで当初の目的を達成できたといえる。

本論文で著者が用いた研究方法と実証された成果は、従来の漢文中心の編纂史料に拠る清朝史研究の限界を指摘し、清朝の権力構造を解明するに新しい視点と可能性を提示するものであり、今後の清朝史研究の方向性を示した点で評価されるべきである。

ただ、考察の対象を八旗内の問題に絞り、実際の政策遂行における支配機能に対する分析が不十分であるとの批判を受けるかもしれない。しかし、そのことをもってしても本論文の分析視点と方法、そして成果を否定することはできないであろう。

本論文は、従来の研究に対する批判から出発しながらも、档案史料の有効性を実証するとともに、新たな清朝史像を提示した点で、十分独創性があり、学界への貢献が大であると認められる。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。